

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和 7 年 6 月 30 日

月 曜 日

第5394号

目 次

規 則

- 富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則 1

公安委員会規則

- 富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 4

告 示

- 富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料についての一部改正 22
- 知事管理漁獲可能量の変更 23
- 富山県資源管理方針の変更の公表 24
- 知事管理漁獲可能量の設定 25
- 指定納付受託者の指定 25
- 富山県労働委員会補欠委員候補者の推薦 26

公 告

- 財政概況及び地方公営企業の業務の公表 31
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 36
- 県営土地改良事業の工事の完了 36
- 土地改良事業の工事の完了
- 土地改良区の役員の退任

正 誤

- 令和 7 年 3 月 14 日付け第5349号富山県告示第95号 37

規 則

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第46号

富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築基準法施行規則（昭和53年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項を次のように改める。

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第 282号。次項において「定期調査告示」という。）第2の規定により付加する定期調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 政令第16条第1項各号に掲げる建築物 別表第4

(2) 第1項各号に掲げる特定建築物 別表第4並びに防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第 723号。次項において「防火設備定期検査告示」という。）第2に定める項目及び事項、方法並びに結果の判定基準

第13条第2項を同条第3項とし、同条第1項第2号中「防火設備」の次に「及び前項各号に掲げる特定建築設備等」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、政令第16条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる建築物に設けるもので次に掲げるものとする。

(1) 換気設備（法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設けるべき換気設備で中央管理方式の空気調和設備に限る。）

(2) 排煙設備（法第35条の規定により設けるべき排煙設備で排煙機を有するものに限る。）

(3) 非常用の照明装置（法第35条の規定により設けるべき非常用の照明装置で予備電源を別置きにするものに限る。）

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第12条関係）

区分	項目	方法	判定基準
1 建築物の内	(1) 各階の主要な常時閉鎖し	ア 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）に
			物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖

部	た状態にある防火	照明器具及び懸垂物等の状況	より確認する。	又は作動に支障があること。
	扉（以下この表において「常閉防火扉」という。）	イ 扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ウ 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		エ 固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		オ 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
(2) 居室の換気	換気	ア 換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項に規定する検査（以下この表において「検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録を確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
		イ 換気の妨げと	目視等により確認する。	換気の妨げとなる

		なる物品の放置 の状況		物品が放置されて いること。
2 避難施設等	(1) 防煙壁	可動式防煙壁の作 動の状況	各階の主要な可動式防煙 壁の作動を目視等により 確認する。ただし、3年 以内に実施した検査の記 録がある場合にあつては、 当該記録を確認すること で足りる。	可動式防煙壁が作 動しないこと。
	(2) 非常用 の照明装 置	ア 非常用の照明 装置の作動の状 況	各階の主要な非常用の照 明装置の作動を目視等 により確認する。ただし、 3年以内に実施した検査 の記録がある場合にあつ ては、当該記録を確認す ることで足りる。	非常用の照明装置 が作動しないこと。
		イ 照明の妨げと なる物品の放置 の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる 物品が放置されて いること。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第13条第2項を同条第3項とする改正規定、同条第1項第2号の改正規定、同項を同条第2項とする改正規定及び同条に第1項として1項を加える改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(建築住宅課)

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月30日

富山県公安委員会

富山県公安委員会規則第 6 号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（交通規制の効力）

第 4 条 法第 4 条第 1 項前段の規定による交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあっては、これを設置したときに発生するものとする。

2 前項の交通の規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止したときに、道路標識等にあつてはこれを撤去したときに消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に道路標識等による交通の規制の効力を停止する場合は、当該道路標識等を撤去し、又は被覆してこれを行うものとする。

第11条第 1 項第 9 号中「様式第 9 号」を「様式第 8 号。以下この条において「標章」という。」に改め、同号中サをセとし、ウからコまでをカからスまでとし、カの前に次のように加える。

オ 身体の障害等を有する者で歩行が困難な者が使用中の車両

第11条第 1 項第 9 号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示を受け、患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両

ウ 助産師が妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両

第11条第 1 項第10号中「駐車禁止除外指定車」を削り、同条第 2 項中「駐車禁止・時間制限駐車区間規制解除指定申請書（様式第 8 号）又は駐車禁止・時間制限駐車区間規制解除指定申請書（身体障害者用）」を「除外標章交付申請書」に改め、同条第 3 項第 1 号ア中「自動車検査証」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加え、同号イを次のように改める。

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

第11条第3項第1号ウを削り、同項第2号ア中「当該」を削り、同号イを次のように改める。

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面
第11条第3項第2号ウを削り、同条第5項中「第1項第9号又は第10号に掲げる車両に係る」を削り、同条第6項第2号中「当該」を削り、同項第3号中「当該標章」を「標章」に改め、同条第8項中「当該」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、または回復したとき。

第11条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（様式第8号の3）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（様式第8号の4）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第12条の2中「様式第9号の2」を「様式第9号」に改める。

第12条の3第1項中「様式第9号の3」を「様式第9号の2」に改め、同条第2項中「様式第9号の4」を「様式第9号の3」に改める。

第12条の4中「様式第9号の5」を「様式第9号の4」に改める。

第13条第1項第1号中「申請」を「許可を受けようとする駐車」に改め、同項第2号中「申請」を「許可を受けようとする駐車」に改め、同項第3号中「駐車に」を「許可を受けようとする駐車に」に改め、同項第4号中「駐車可能な」を「許可を受けようとする駐車」に、「およそ不可能」を「困難」に改め、同条第2項第1号中「申請」を「許可を受けようとする駐車」に改め、同項第2号中「申請の」を「許可を受けようとする駐車」に改め、同項第3号中「駐車に」を「許可を受けようとする駐車に」に改め、同項第4号中「駐車可能な」を「許可を

受けようとする駐車のに、「およそ不可能」を「困難」に改め、同条第3項中「駐車禁止解除許可申請書（様式第10号）の申請書」を「駐車許可申請書（様式第10号）2通」に、「ならない」の次に「。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる」を加え、同条第6項中「駐車許可証（様式第11号）を交付しなければならない。」を「提出を受けた駐車許可申請書のうち1通を「駐車許可証」として交付するものとする。ただし、第3項ただし書きに規定する場合は、この限りでない。」に改める。

第13条第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項を次のように改める。

4 第3項の申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

- (1) 許可を受けようとする車両の駐車場所及び周辺見取図（建物又は施設の名称、道路状況等が判別できるもので、許可を受けようとする駐車場所に印を付したものの）
- (2) 当該車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (3) 当該車両に係る用務を疎明する書類

第13条第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。

第13条に次の4項を加える。

9 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく破損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第10号の2）により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

10 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第10号の3）に記載事項を変更する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

-
- 11 警察署長は、第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者が第6項の規定による許可条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。
- 12 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。
- (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
 - (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
 - (4) 駐車許可を取り消されたとき。
- 様式第8号を次のように改める。
-

様式第8号（第11条関係）

（表）

駐車禁止除外指定車	番 号 第 年 月 日	号 日
使用中		
車両番号		
号		
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両		
運転者の連絡先/用務先		
別紙のとおり		
有効期限		
年 月 日 まで		
富山県公安委員会		
印		

注 1 「身体障害等を有する者で歩行が困難な者」の使用に係る標章については、「歩行困難者使用中」と記載する。「紫外線要保護者」の使用に係る標章については、「紫外線要保護者使用中」と記載し、記載した下部に「除外時間は昼間に限る」と記載する。この他の場合には、標章の交付を受けた用務等に応じて、「緊急往診使用中」等、具体的な用務のため使用中であることが分かるよう記載する。

2 あらかじめ、使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載する（特に必要があると認められる場合は、複数台記載することができる。）。

3 「身体障害等を有する者で歩行が困難な者」の使用に係る標章以外のものについては、当該記載を二重線で抹消する。

4 当該車両の移動が必要となるための、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲出させる。

備考 1 用紙の大きさは縦14センチメートル、横18センチメートルとする。

2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色、縁の色彩は赤色とする。

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
※ 次のような駐車はできませんので注意してください。
 - (1) 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8第1項）
 - (2) 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
 - (3) 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条及び第49条の3第3項）
 - (4) 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
 - (5) 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

注 「被交付者等」には、法人については当該法人の所在地及び名称を記載する。

様式第8号の2を次のように改める。

様式第8号の2の次に次の2様式を加える。

様式第8号の3（第11条関係）

除外標章再交付申請書	
富山県公安委員会 殿	
年 月 日	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 8 号の 4（第 11 条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
富山県公安委員会 殿	
住 所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第9号を削り、様式第9号の2を様式第9号とし、様式第9号の3から様式第9号の5までを1様式ずつ繰り上げる。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第13条関係）

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
申請者 氏名（名称）	
電話	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間	
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所	
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号の次に次の2様式を加える。

様式第10号の2（第13条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所（所在地）	
氏 名（名 称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号の3（第13条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所（所在地）	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 11 号を次のように改める。

様式第 11 号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(旧標章に関する経過措置)

2 この規則の施行前に交付された改正前の富山県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第 11 条の規定による様式第 9 号の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の富山県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第 11 条の規定による様式第 8 号の標章とみなす。

3 旧規則第 11 条の規定による様式第 9 号の標章の交付を受けている者が、新規則による標章との引換えを申し出た場合は、交付済みの標章と引き換えに、新規則第 11 条の規定による様式第 8 号の標章を交付する。

告 示

富山県告示第292号

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用
料及び手数料についての一部改正について

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について（昭和51年富山県告示第 313号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和 7 年 6 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

4 の表眼科診療料の項を次のように改める。

眼科診療 料	水晶体	乱視あり 再建に 使用する 多焦点 眼内 レンズ	連続焦点型		1 回	235, 840円	
			焦点数 3			211, 640円	
			連続焦点型	A		198, 330円	
				B		222, 530円	
			焦点数 3			198, 330円	

(医 務 課)

富山県告示第293号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量を令和 7 年 6 月 10 日付けで以下のとおり変更したので、漁業法第 16 条第 5 項において準用する第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 6 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

141.4 トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	85.99 トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	38.38 トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	5.81 トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.96 トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.61 トン
富山県その他漁業	4.65 トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

35.8 トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	20.29 トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	4.75 トン

富山県その他漁業協同組合

10.76トン

富山県告示第294号

富山県資源管理方針の変更の公表について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第14条第 1 項の規定に基づく富山県資源管理方針の一部を令和 7 年 6 月17日付けで以下の通り変更したので、同条第10項で準用する同条第 6 項の規定により公表する。

令和 7 年 6 月30日

富山県知事 新 田 八 朗

（別紙 1－6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）を（別紙 1－6 まさば及びごばさば対馬暖流系群）に改める。

（別紙 1－6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）の第 1 の中、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」を「まさば及びごまさば対馬暖流系群」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（水産漁港課）

富山県告示第295号

知事管理漁獲可能量の設定について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第 1 項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和 7 管理年度の同項に掲げる数量を令和 7 年 6 月17日付けで以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 6 月30日

富山県知事 新 田 八 朗

まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月30

日まで) における漁業法第16条第 1 項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第 1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
現行水準
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県まさば及びごまさば漁業	現行水準

第 2 ずわいがに日本海系群 A 海域

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
47 トン
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県ずわいがに漁業	47 トン

第 3 まだら本州日本海北部系群

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量
試行水準
- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県まだら漁業	試行水準

富山県告示第296号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山市新総曲輪4番18号

公益財団法人富山県文化振興財団

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

富山県水墨美術館の観覧料及び呈茶料

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和7年4月1日

富山県告示第297号

富山県労働委員会補欠委員候補者の推薦について

富山県労働委員会使用者委員1名の辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、推薦資格のある使用者団体から、使用者を代表する委員の候補者の推薦を次の要領によって求める。

令和7年6月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 推薦団体資格

使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第6項において準用する法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

4 推薦期間

令和7年6月30日(月)から7月10日(木)まで

5 推薦書の提出先

富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室労働政策課

別記様式

年 月 日				
富山県知事 殿				
所在地				
使用者団体名				
代表者名				
富山県労働委員会委員候補者の推薦について				
労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の使用者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。				
氏名	生年月日	住所	所属会社・工場の 名称及び地位	経歴

富山県告示第298号

富山県労働委員会補欠委員候補者の推薦について

富山県労働委員会労働者委員 1 名の辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法（昭和24年法律第 174号。以下「法」という。）第19条の12第 3 項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号）第21条第 1 項の規定により、推薦資格のある労働組合から、労働者を代表する委員の候補者の推薦を次の要領によって求める。

令和 7 年 6 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 推薦団体資格

労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、富山県労働委員会により法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合することが立証された労働組合であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第 6 項において準用する法第19条の 4 第 1 項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

4 推薦期間

令和 7 年 6 月 30 日（月）から 7 月 10 日（木）まで

5 推薦書の提出先

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県商工労働部多様な人材活躍推進室労働政策課

別記様式

年 月 日

富山県知事 殿

所在地

労働組合名

代表者名

富山県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の労働者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。

氏名	生年月日	住所	所属労働組合の名称及び地位	所属会社・工場の名称及び地位	経歴

公 告

財政概況及び地方公営企業の業務の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3 第 1 項及び富山県財政概況の作成及び公表に関する条例（昭和23年富山県条例第 6 号）の規定による令和 6 年10月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの期間における富山県財政概況並びに地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2 第 1 項並びに富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第10条、富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第 6 条及び富山県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和62年富山県条例第41号）第 6 条の規定による令和 6 年10月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のとおり公表します。

（なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び町村役場に備えて閲覧に供します。）

令和 7 年 6 月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月30日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号第0002501005号
- (2) 調達物品等の名称及び数量

樹脂溶融混練押出装置 一式

(3) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(4) 納入期限

令和8年2月27日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

(2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、

富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

に送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（持参の場合は正午から午後 1 時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

- (3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

- (2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時 15 分まで

- (3) 入札説明書等の配布

令和 7 年 6 月 30 日（月）から令和 7 年 7 月 9 日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記 URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

- (4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 2 日（水） 午前 11 時 00 分

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県庁入札室（本館 1 階）

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年7月30日（水）午前8時30分から令和7年8月1日（金）午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時（紙入札者の入札書の提出は午後5時15分）まで

(3) 開札日時

令和7年8月4日（月）午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再度入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札をする。

再度入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。

- (4) 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再度入札の回数は原則として 1 回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Plastic Kneading Extruder, 1 set
- (2) Time limit of tender : 4:00 p.m. 1 August. 2025
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和7年6月30日

富山県知事 新 田 八 朗

地 区	事 業 名	工事完了年月日
戸久用水	農村地域防災減災事業	令和6年7月18日

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により公告する。

令和7年6月30日

富山県知事 新 田 八 朗

届 出 者	事業主体	地 区	事 業 名	工事完了年月日
射水平野 土地改良区	同 左	今開発西	団体営基盤整備促進事業	令和7年3月10日
射水平野 土地改良区	同 左	沖塚原	団体営基盤整備促進事業	令和7年3月18日
小矢部市 土地改良区	同 左	戸久後谷	団体営基盤整備促進事業	令和7年3月26日

土地改良区の役員の退任

黒部川左岸土地改良区の役員であった次の者が令和7年4月1日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公

令和7年6月30日

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 野 晋	黒部市若栗2351番地

正 誤

令和7年3月14日付け第5349号富山県告示第95号「保安林の指定予定について」

頁	行	誤	正
4	上から 5	立木の伐採の限度	立木の伐採の限度 <u>並びに植栽</u> の方法・期間及び樹種

